

京都市外国籍市民施策懇話会 ニュースレター No.4

編集／発行：京都市外国籍市民施策懇話会事務局（京都市総務局国際化推進室）

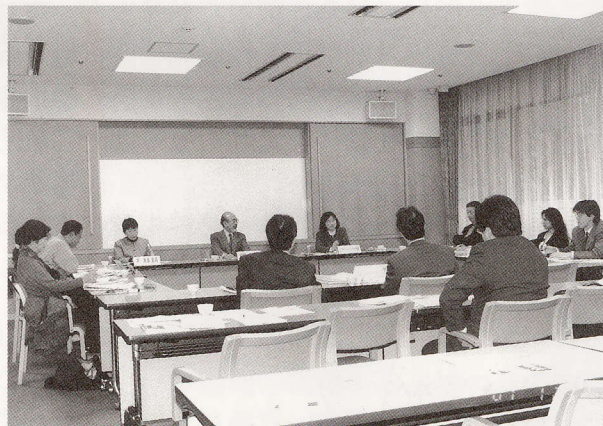
市政参画・地方参政権問題について議論

2000（平成12）年度 第4回会議開催

日時 2001（平成13）年 1月23日（火）

午後3時から5時まで

場所 京都市国際交流会館



地方参政権問題についての審議背景

同じ市町村に3ヶ月以上住む永住外国人^{*}に、地方議員と首長の選挙権を認めることを内容とする「永住外国人地方選挙権付与法案」が国会の場でも議論されてきました。この永住外国人の地方参政権問題については、憲法解釈にも絡む様々な論点があり、その賛否をめぐる有識者の間でも様々な議論が展開されています。

日本国憲法は、第15条において「公務員を選定し、これを罷免することは、『国民』固有の権利である」とする一方、第93条において「地方公共団体の長や議員は『住民』が選ぶ」としています。また、1995年2月に、最高裁は「法律をもって、永住外国人に地方公共団体の長や議員等に対する選挙権を付与することは憲法上禁止されていない」との見解を示しています。

21世紀の日本は、本格的な多民族・多文化国家へと移行すると言われており、地域社会における外国籍市民との共生を考えるうえで、この地方参政権問題は重要な意味をもっていると言えます。

今回の外国籍市民施策懇話会では、住民の生活に密接なかわりをもつ地方行政への参画について、地方参政権問題を中心に議論を行いました。会議では、地方参政権を求める様々な意見のほか、市政協力委員として活躍する外国籍委員の方の報告や、京都市が設置する審議会への外国籍市民の積極的な登用を求める声が相次ぎました。

^{*} 法務省の統計（1999年末現在）によると、在日韓国・朝鮮人を中心とする旧植民地出身者とその子孫にあたる「特別永住者」約52万人とそれ以外の「一般永住者」約11万人が日本で暮らしています。

第4回会議での各委員の意見

地方参政権問題について

○委員：参政権の取得には日本国籍が必要との意見がある。論理自体は間違っていないが、旧植民地出身者から日本国籍が一方的に取り上げられたという歴史的経緯が考慮されていない。同じく戦争に敗れたドイツが、在独オーストリア人に国籍の選択権を保障したのとは対照的である。参政権問題を論じるに当たっては、これら歴史的な経緯を踏まえる必要があり、日本の場合、参政権付与の方向で問題解決が図られるべきである。

○委員：個人的に選挙権がほしいとは思わない。生活していくのが精一杯であった自分の生い立ちからして、参政権の問題を議論すること自体、時代の変遷を感じずにはいられない。地域においては、市政協力委員や少年補導委員等を務めてきた。また、釜ヶ崎をはじめボランティア活動にも参加してきた。ただ、民生委員については、外国籍市民は就任できないと聞いている。

○委員：国籍を媒介とする国政参政権と住民たる地位に基づく地方参政権とは性質が違う。憲法15条の「国民」固有の権利と93条の地方公共団体の「住民」とは異なり、地方レベルで永住外国人に参政権を付与することは法的に問題ない。日本の少子・高齢化問題、優れた海外の人材を招致することを考えるうえで、日本はこれから多民族、多文化国家へと移行しなければならない。単一民族国家の虚像における硬直的な日本人概念のもとに、永住外国人への地方参政権付与を否定し、また帰化により日本文化への同化を強要することは、日本を衰亡させることに等しい。

○委員：各紙の世論調査結果を見ても（永住外国人への地方参政権付与に）賛成する人が多数を占めている。個人的には、日本を永住の地と決めていることもあり、地方参政権が付与されることを希望している。なお、日本に来て11年目になるが、住民票に（配偶者や子どもの名前はあっても）自分の名前はない。住民とは見なされていない面がある。地方参政権の問題と同様、解決されるべき問題である。

○委員：地方参政権の問題の憲法上の可否を論じることも必要であるが、当時の憲法が想定し得なかった実態に見合う制度を考えていくことも必要である。また、自分たちの住む地域をどうしていくかといった地域戦略的な発想がこれからは必要である。京都市はこれからどのような地域社会をめざすのかという中で、（京都市の戦略にとって）外国籍市民に参政権があった方がよいのかどうかを議論するべきである。

○委員：（選挙権を持たないにもかかわらず）選挙の時には、なくてはならない役割を担っている知人がいる。選挙演説会への動員や演説会での進行など違うかたちで選挙に参画している。お祭り好きの民族性からして、私自身も選挙は好きで楽しみにしているが、選挙権がないためにしばしば歯がゆい思いをしている。参政権問題についてはいろいろな議論がされているが、帰化すればよいとの意見には非常に腹立たしい思いをしている。例え一票でも、思いがあり願いがあれば、それをもって市政に参画していくことは積極的に推進されるべきである。

○委員：地方参政権を認めることは、地域社会におけるメンバーとして在住外国人を受入れていくことである。地方議会の動向を見ても、地方参政権については認めていこうという方向性が出ており、結論を出す時期にきている。また、この地方参政権にかかる議論をガラス張りにしていくべきである。参政権付与に反対する意見も明らかにし、賛成論と反対論をとことんぶつけあう必要がある。

○座長：在住外国人も含めた（国勢調査による）基礎数値に基づき、選挙区ごとの議員数の割り振りが行われているという制度上の問題点もある。参政権が付与された場合、（地域によっては）当選していた人が落選したりといったことも考えられる。

○委員：近所や子どもの学校の保護者の多くが、私自身に参政権がないことを知らなかったことはショックであった。ただ、地方参政権の問題が議論されることで、そういった方々にも知ってもらうきっかけとなったことはよかったと考えている。

○委員：帰化しないのは、民族心を大切にしたいという考え方からであり、私自身も民族学校で教育を受け、子どもにも民族教育を受けさせている。いろいろな議論があるが、納税等の義務を果たしていることを考えれば、地方参政権は付与されてしかるべきであると考えている。

○座長：外国籍の方の置かれている状況については、戦後だけでも50年の歴史がある。そこでは、日本国籍が剥奪されたり、選挙権が停止されたりしている。一方、韓国や朝鮮籍を民族のよりどころとして日本に住み続ける人たちが存在してきた。これら歴史的経緯が、参政権問題の中でいろいろな意見を生み出している。単純に他の国と比較できない日本的な問題を抱えていると言える。

日本国籍取得要件の緩和も必要…

○座長：永住外国人への参政権付与の問題とは別に、帰化要件の緩和の必要性を説く意見がある。帰化申請時における差別的な実態をとらえての意見でもある。

○委員：（管轄の警察署を通して）私自身の帰化の是非を近所の人に聞いてまわるとの説明を受けて、帰化申請を思いとどまったことがある。また、対応する法務局の職員により取扱が異なるとの認識も持っている。

○委員：国籍取得については、その手続きをもっと簡素化すべきである。手続きそのものが人権を侵害しているケースもあり、是正されるべきである。

○委員：日本国籍の取得を参政権付与の条件とする筋論がある。そうであれば、申請して諸々の調査を経て許可されるという現行の（国籍取得）方式を、（特別永住者については）申請すれば一律に付与される方式に改めるべきである。そういった議論なく、また歴史的経緯を踏まえないで、（参政権の付与には）日本国籍の取得が条件との声が大きくなっているのが現状である。

審議会委員への外国籍市民の登用を…

市政に外国籍市民の声を反映し、さらにその参画を図るという観点から、各種審議会委員への外国籍市民の積極的な登用を求める意見が多く出されました。

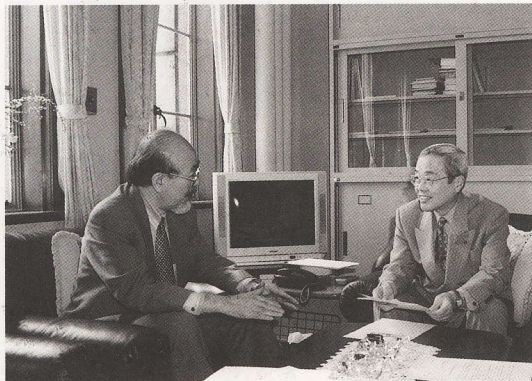
登用し得る外国籍の方の情報が不足していることもありますが、国籍や民族、文化の違いを認め合う「多文化共生社会」の実現に向け、むしろ積極的に外国籍市民を登用するという視点が必要だとも言えます。

また、公募により委員を選任する場合には、（外国籍のため応募できないとの誤解を招かないよう）募集に際して、外国籍市民も就任可能である旨を明記するべきであるとの意見も出されました。

「多文化ふれあいフォーラム」を開催しました。

京都市が2月17日（土）に開催した多文化ふれあいフォーラムでは、東京都、神奈川県、川崎市、大阪府、京都市の各々の自治体に設置されている外国籍市民会議のメンバーが「外国籍市民の声を地方行政に反映させる取組」について熱心な意見交換を行いました。

また、同じ取組を進めるその他多くの自治体関係者が同フォーラムに参加しました。



中谷副市長に報告書の内容について説明する仲尾座長(左)

懇話会が2000（平成12）年度の報告書を提出

3月27日（火）、懇話会を代表して、仲尾座長が京都市市長あてに「2000（平成12）年度報告書」を提出しました。この報告書は、2000（平成12）年度に開催された4回の会議の審議内容とともに、京都市が取り組むべき課題についての懇話会からの提言を掲載しています。

*報告書をご希望の方は下記までお問い合わせください。

事務局からのお知らせ

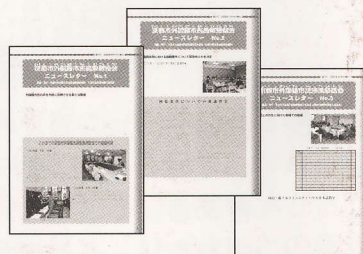
京都市外国籍市民施策懇話会は、年度ごとに4回程度の会議を開催し、年度末には1年間の審議内容をまとめた報告書を市長に提出します。懇話会報告書をご希望の方は事務局までご連絡ください。

京都市国際化推進室のホームページには、これら報告書とともに、毎回の会議録を掲載しています。また、会議は、誰でも傍聴することができます。会議に関するご意見、ご要望がありましたら事務局までお知らせください。

2001年度の第1回会議を以下のとおり開催します。

日時 2001（平成13）年6月7日（木） 午後2時30分から4時30分まで
場所 京都市国際交流会館 1階「第1・2会議室」
（地下鉄東西線「蹴上」下車 北300m）
議題 留学生の問題について

※懇話会ニュースレターのバックナンバーをご希望の方は、下記までお問い合わせください。



京都市外国籍市民施策懇話会事務局

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市総務局国際化推進室
TEL 075-222-3072 FAX 075-222-3055
ホームページ：http://www.city.kyoto.jp/somu/kokusai/
Eメール：kokusai@city.kyoto.jp